

甲南大学法科大学院入学試験問題について

－ 2015 年一般入学試験（後期募集） －

試験科目：民事訴訟法

1 出題の趣旨

法科大学院の既修者コースに入学する者が最低限理解しておくべき判決手続の基本的な概念を問う問題である。

2 設問の解説

(1) 訴えの利益の中でも特に問題となる確認の利益について、なぜ確認訴訟について訴えの利益が問題になるのか、その存否を判断するための基準について説明することを求めた。判例は、確認対象の適否、確認訴訟という方法の適否、即時確定の利益の有無という三つの基準によって判断しているとされているが、実際は即時確定の利益の有無によって決められているのではないかという最近の指摘に触れることができればなお評価は高くなった。

(2) 第三者の訴訟担当については、訴訟物たる権利義務の帰属主体以外のもものが当該訴訟について当事者適格を与えられる場合で、担当者のための訴訟担当と被担当者のための訴訟担当に分類されること、判決効が民訴法 115 条 1 項 2 号により当事者になっていない被担当者に拡張されること、とくに担当者のための訴訟担当では被担当者の手続保障をどのようにして確保するかが問題になることなどを指摘する必要があった。

(3) 形成力は、判決効の中であまり詳しく取り上げて説明されないものであるが、形成の訴えを認容する判決が確定することによって発生する効力で、判決の中で宣言された通りに法律関係が変動するという内容のものである。最低限度この程度の一般的な説明は必要であり、さらに代表例である離婚訴訟などを取り上げて説明できればなお評価が高くなった。